

とちぎ広域消防事務組合運営に関する規則

〔平成27年5月1日〕
規則第1号

改正 平成28年規則第1号、平成29年規則第2号、平成30年規則第2号、平成30年規則第4号、令和3年規則第5号、令和3年規則第12号、令和6年規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例（平成27年条例第1号。以下「運営条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 組合の財務、報酬、その他必要な事項については、別に定めるものを除き、帯広市の次の規則等を準用する。

- (1) 帯広市会計事務専決規程（昭和51年帯広市収入役決裁）
- (2) 帯広市公用文規程（昭和57年帯広市訓令第3号）
- (3) 帯広市報酬及び費用弁償条例施行規則（昭和40年帯広市規則第17号）
- (4) 職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成8年帯広市規則第13号）
- (5) 帯広市職員等賞慰金支給条例施行規則（昭和63年帯広市規則第28号）
- (6) 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例施行規則（昭和23年帯広市規則第10号）
- (7) 帯広市公有財産規則（昭和55年帯広市規則第21号）
- (8) 帯広市税外公法上の収入条例施行規則（昭和45年帯広市規則第28号）

2 組合の勤務時間等については、帯広市職員の勤務時間等に関する条例施行規則（昭和44年帯広市規則第12号）を準用する。この場合において、同規則第13条第2項ただし書中「前後1月の期間」とあるのは「前後1月の期間（消防職員にあっては任命権者が定める期間）」と読み替えるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、必要な事項については、帯広市の諸規定を準用する。

附 則（平成27年5月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(その他の特例)

2 とちぎ広域消防事務組合職員等の旅費に関する条例（令和3年条例第1号）の規定による改正後の運営条例附則第13項に規定する組合長が定める事項は、住宅資金の貸付金及び償還緩和措置に関する事項とする。

(その他の経過措置)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置については、施行日の前日までの帯広市、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び池北三町行政事務組合の相当する諸規定の例による。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規則第2号抄）

（施行期日）

第1条 この規則（中略）は平成30年4月1日から（中略）施行する。

附 則（平成30年3月23日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月18日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月23日）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。